

Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

核兵器・核実験モニター

469

15/4/1

毎月2回1日、15日発行

1996年4月23日

第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■湯浅一郎 郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

核兵器：人類への脅威に終焉を

ペーター・マウラー 赤十字国際委員会(ICRC)総裁

2015年2月18日、ジュネーブ



出典：赤十字国際委員会(ICRC)ホームページ

2月18日、第9回NPT再検討会議に向け、ペーター・マウラー赤十字国際委員会(ICRC)総裁が、在ジュネーブの各国外交官の前に、核兵器の終焉を求める公式演説を行った。2010年の前総裁ヤコブ・ケレンベルガーの演説を踏まえつつ、「法的拘束力を持つ条約実現へ向けた交渉を行うための、時限を定めた枠組みを設置し、その条約がどのようなものであるべきか検討することで、NPT第6条に含まれる誓約を果たすよう」訴えている。

人類の良心と意識に消せない記憶を残した広島と長崎への原爆投下から、今年で70年になります。

私は先週、広島にいました。平和記念資料館を訪れ、生き残った人々である被爆者と話をしました。広島と長崎に原爆が投下されてから70年経った今でも、近代における戦争の転換点となったこの出来事は、生存者、そして多くの日本人の日常に影を落としています。

この70周年という節目は、核兵器が人類にどれだけ壊滅的かつ長期的な損害を及ぼすものかということを、私たちに思い起こさせます。これら二つの都市とその住民が炎につつまれたことを、赤裸々に思い起こさせます。また、生存者にとって、被爆70年は、医療施設が破壊されたがために治療されぬまま放置された火傷や失明、爆風による損傷、ゆっくりと苦しみながら迎える死、そして、放射線に被曝してから耐えてきた苦痛を思い起こさせる節目です。70年経った今でも、生存者は癌や他の疾患の治療を受け続けているのです。

70年前、ICRCと日本赤十字社の職員は被爆者を治療し、原爆による人々の苦しみを軽減するため、

想像を絶するような状況のなか、活動しました。しかし、病院が瓦礫や灰と化し、医療品が汚染されてしまったなか、どのようにして治療を行うことができたでしょうか。広島の実地から1.5キロ離れた広島赤十字病院は被爆後、何とか倒壊を免れ、日本赤十字社の医師と看護師はできる限りのことをしました。しかし、原爆の被害を受けて苦しむ人々を救うのには、明らかに十分ではありませんでした。

この経験に基づき、ICRCは1945年9月の早い段階で、核兵器がもたらす人道的結果は、ただただ許容できないものであるという結論を出しました。人道という観点から見たとき、核兵器は廃絶されるべきです。それ以来、ICRCは国際赤十字・赤新月

今号の内容

赤十字国際委総裁が訴え
法的廃絶へ交渉の場を創れ

[講演録]

安倍政権の外交・安保政策を問う

柳澤 協二(元内閣官房副長官補)

運動とともに、各国に対して核兵器を禁止するための合意を達成するよう呼びかけています。

歴史を通して、著しい人道的惨事は、しばしば戦争における苦悩や犠牲、残虐行為がそれ以上続くことを防ぐための新しい法律を採択するきっかけをもたらしてきました。一つの例は第一次世界大戦における毒ガスの使用です。これは、1925年のジュネーブ議定書の採択、そしてその後の化学兵器・生物兵器禁止の動きへとつながりました。

しかし、広島と長崎への原爆投下という他に類を見ない人道的惨事から70年を経た今でも、核兵器の禁止および廃棄へ向けた明確な進展は見られていません。核兵器は、我々が今もなお法的ギャップに直面している唯一の大量破壊兵器なのです。

我々は、これまでなされてきた努力や、核不拡散条約(NPT)およびNPTを含むすべての諸誓約の基本的な重要性はもちろんのこと、その他の核軍縮を進めるための努力も認識しています。しかし、核兵器が及ぼしうる人道的な結果を考えたとき、現在の核軍縮への動きが十分なものであるとは言えません。

5年前、私の前任者は、核兵器の不使用と廃棄を求めるICRCによる呼びかけを、力強く繰り返しました。その前年に、国連安全保障理事会サミットや、アメリカおよびロシアの大統領によって、「核兵器のない世界の実現のための条件を創出する」という誓約がなされたのです。

2010年5月、NPTの締約国が初めて「核兵器のもたらす壊滅的な人道的結果」を認識し、また、核兵器国が核軍縮へ向けたステップを前進させることを加速させ、いかなる型の核兵器をも削減し、最終的に廃棄するためにいっそう努力することを誓約したことには元気づけられます。

しかし、私が今日こうして外交コミュニティの皆さんを再び呼び出したのは、このような取組みが危機に晒されていると感じているからです。

3か月後、核兵器のない世界の実現へ向けて進むという誓約が、NPT再検討会議の枠組みの中で再び取り上げられます。これは条約そのものにとっただけではなく、核兵器が二度と使われないと誓う努力にとって重要な転換点となるでしょう。前回の再検討会議から、様々な出来事が起こりました。この会議へ準備するときに、さらには核兵器の危険性の問題を取り上げる将来的な活動のいかなる準備の際にも、各国が考慮しなければならない—ICRCはそう信じます—新たな進展や視点があります。

再検討会議では、核兵器がもたらす人道的結果に関する、広範な、ある分野では新しい情報がもたらされるでしょう。オスロ、ナヤリットそしてウィーンで開かれた国際会議のおかげで、国際社会は核兵器が使用されるか偶発的に爆発する可能性のリスクや、それが世界中の人々や社会、環境に及ぼす影響を、より明確に把握することができるようになりました。

これらの会議では、ICRCが広島での経験から学んだことが確認され、広く認識されました。会議の要点のいくつかは以下の通りです。

- 核兵器が持つ破壊力とそれが及ぼす人的被害の規模は、他に類を見ないものである。核兵器が使用されれば、どれだけ限定的な使用であったとしても、人間の健康や環境、気候、食料生産、社会・経済開発に壊滅的で長期的な結果をもたらす。
- 核兵器が及ぼす健康への影響は何十年も残り、生存者である親の遺伝的損傷を通して子どもたちにも影響を与える。これは、これまでに核兵器が使用および実験されてきたところで証明されている。日本赤十字社の病院が、原爆投下70年後の現在でも放射線による癌や白血病の治療をしているというのは、予想だにしない事態である。
- 「核時代」の始まりから70年経った今、ほとんどの国家レベル、そして国際レベルにおいて、核爆発の直後に、救援に従事する者を適切に保護しながら生存者の相当部分を救援するための効果的な、または実現可能な方法は存在しない。
- 核爆発の人道的結果は、それが起こった国だけではなく、他の国々とその国民にも広がる。したがって、核兵器の存続とその意図的あるいは偶発的な使用のリスクは、世界的な懸念事項である。

核の専門家やかつての核戦力担当官は、偶発的な核兵器使用の現実的危険性は今も続いていると証言しています。1945年以来、誤作動、故障、誤報、情報の解釈の誤解などによって、世界はたびたび意図的もしくは偶発的な核兵器の使用の危機に晒されてきました。この70年間、核兵器が使用されなかったという事実は、今後将来的にも使用されないことの保証にはなりません。核兵器の禁止と廃棄によってのみ、その深刻な人道的結果を防ぐことができるのです。

実際には、より多くの国家が核兵器を保有し、非国家主体までもが核兵器や核物質を入手する可能性が出てきており、意図的であれ偶発的であれ核兵器使用のリスクは増加しています。1800発の核弾頭が、数分で発射できる「高度警戒態勢」にあるということは、このリスクをいっそう高めています。冷戦終結後、このような政策を転換するよう求める呼びかけが行われていますが、それは残念ながら無視され続けているのです。

前回のNPT再検討会議以降に得られた情報は、ICRCの核兵器への懸念をよりいっそう高めるものとなりました。我々は、これらの会議の結果が、核兵器を国際人道法の基本的ルールに照らして評価する必要性を示唆していると考えます。健康や環境への影響に関する新しい情報や、ほとんどの国が適切な支援を行う能力を持っていないという認識のもと、全ての国で核兵器に関する法的および



出典：赤十字国際委員会(ICRC)ホームページ

政策的な見直しが行われなければなりません。

ICRCは1996年の時点で、国際司法裁判所の勧告の意見を受け、「いかなる核兵器の使用も、国際人道法上の要件と両立しようとすることは困難である」という結論を出しています。

それ以来、核兵器に関して出される情報は、この結論をさらに強化するものとなっています。新たな情報が出てくる度に、核兵器使用の人道的结果が国際人道法と両立しようという仮定のシナリオが、非現実的なものになっていくのです。そして、核兵器の使用は禁止されねばならず、核兵器はすべて廃棄されなければならない、という結論に何度となく辿り着くのです。

ICRCは、核兵器の使用のリスクを削減し、法的拘束力を持つ国際的な合意のもとに核兵器を確実に廃棄することが、人道的な義務であると信じています。

重要な取組みが既に行われています。冷戦終結後、最も多くの核兵器を持つ2か国は、保持する核弾頭の数を大幅に減らしてきました。2010年の新戦略兵器削減条約(新START)によって、配備核弾頭数はさらに減少するとされています。核物質の保安を高める重要な取り組みも行われています。115か国が非核兵器地帯の設立に関する条約に署名しているほか、ほとんど全ての国が包括的核実験禁止条約の批准や、核実験のモラトリアムを行うことで核兵器の実験を控えています。

しかし、我々に大きな懸念を抱かせる2010年以降の別の動向もあります。核兵器の「急速な削減」へ向けた交渉は行われておらず、「完全廃棄」を目指す動きはさらに停滞しています。核兵器の備蓄量の減少速度は遅くなっており、いくつかの国では核兵器の近代化が進んでいます。これらの国では、安全保障政策の中で核兵器が果たす役割は低下しておらず、核拡散を誘発する可能性があります。

核兵器が初めて使用されてから70年というこの機会に、核兵器の時代が終わりつつあり、その脅威が永遠に払拭されることを示すものでなければなりません。5年前にNPTの締約国が認識した核兵器の「壊滅的な人道的结果」に関して学んできたことについて、法的、政治的、そして作戦上の結論が導き出されなければならないのです。

2011年、国際赤十字・赤新月運動の代表者会議

は、各国に「核兵器は二度と使用されてはならないことを保証すること」、「現存する誓約と国際的義務に基づき、法的拘束力をもつ国際条約によって、核兵器の使用禁止と完全廃棄をめざす」と呼びかけました。

私はここで再び呼びかけます。ICRCは各国に、**法的拘束力を持つ条約実現へ向けた交渉を行うための、時限を定めた枠組みを設置し、その条約がどのようなものであるべきか検討することで、NPT第6条に含まれる誓約を果たすよう訴えます。**核兵器の壊滅的な人道的结果と今日の動向は、無視するにはあまりに深刻なものとなっています。法的拘束力を持つ条約を通じて核兵器を禁止し廃棄すること以外に、それが決して二度と使われないことを保証する方法はありません。

NPT締約国は、5月の再検討会議を、この領域における意思決定および進展のための転機としなければなりません。

最後の一発の核兵器が廃棄されるまで、意図的および偶発的な核兵器使用の差し迫ったリスクを減らす、さらなる取組みが必要となります。核兵器を保有する国々とその同盟国は、軍事計画やドクトリン、政策における核兵器の役割や重要性を縮小するための具体的取り組みを行うよう、呼びかけます。また、核兵器保有国に対し高度警戒態勢にある核弾頭数を減らし、偶発的な核兵器使用を防止するために取られている措置について、透明性をより向上させるよう求めます。このような取り組みは、長期間にわたる政治的約束と多国間で合意した行動計画に基づくものであり、急を要する問題として徹底的に遂行されるべきです。

核兵器がもたらす壊滅的な人道的结果から人類を保護するためには、勇気、継続的なコミットメントそして協調した行動が必要です。今日における複雑な安全保障環境は、そのような行動の難しさと必要性を浮き彫りにしています。国際社会が不安定な状況に陥っているとき、核兵器はしばしば安全保障を強化するものとして描かれます。しかし、壊滅的で取り返しのつかない人道的结果をもたらす兵器を、一般市民、もしくは人類全体を保護するものとみなすことはできません。

我々は、これまで以上に、核兵器のリスクが高く、その危険があまりに現実的なものであることを知っています。各国、そして、各国に影響を及ぼすことができる我々が、緊急性と決意を持って行動を起こさなければなりません。そうすることで、核兵器の時代を終結させなければならないのです。

(赤十字国際委員会駐日事務所の翻訳をピースデポが修正。強調は編集部。)

原文：www.icrc.org/en/document/nuclear-weapons-ending-threat-humanity#.VOaNIPmUeK8



集団的自衛権で迷走する 日本の安全保障・民主主義 —安倍政権安保政策の検証

柳澤 協二 元内閣官房副長官補

ISILという現象

ISIL（「イスラム国」）による邦人2人の拘束・殺害事件で問われなければならないのは、1月20日にあの殺害予告動画がインターネットに公開されるに至る前に、何をすべきだったのかということです。首相は、2人の拘束を認識した上で中東歴訪し、1月17日にエジプトで「イスラム国と戦う周辺各国に2億ドルの支援を約束する」との演説を行いました。なぜそのような言い方をするのか、疑問に思いました。これでは向こうも「一体お前は俺達に何の恨みがあるのか」と思いますよね。演説の言葉使いを訂正し、2人の解放を求める交渉だってありえたと思うのです。

安倍さんは国会で、自衛隊を使って邦人を救出するのは国の責務だとも述べました。常識的に、これは本当にびっくりしました。自衛隊は、人質がいるアジトを丸ごと吹っ飛ばす能力は持っていますが、状況も掴めないようなところで、テロリストだけを殺して人質を無事に救出するなどという作戦は、どこの国の軍隊でもまず不可能です。危機管理の発想、あるいは自衛隊は何ができて何ができないか、ということをもっと考えていない人だということだと思います。

そもそも中東地域の苦悩は、第一次世界大戦後にイギリスとフランスが勝手に直線的に国境線を引いたところから始まります。そして現在の中東の混乱は、アメリカが後の展望も描けないままフセイン体制を破壊したことによって起きているわけで、そこにムスリムの抱える差別感のようなものが凝縮された形で出ている。それが、ISILの現象だと思います。ISILが倒されたとしても、また別の新たな暴力のシンボルが生まれてくるでしょう。彼らは、恐怖のメッセージを発信するために非武装の民間人を拘束し、映像を流し、殺害しています。軍事的な戦いではなく、「メッセージの戦い」です。安倍さんが出したメッセージが本当に日本にとって正しかったのか、それが問われなければなりません。日本はいくまでも人道支援を言い続け、日本は、70年間、1人も戦争で他国の人を殺したこともないということをもっと強調していくのが正しいやり方ではないかと思います。

安倍政権と日米同盟

そもそもなぜ「集団的自衛権」を追求するのか。安倍さんは、先日亡くなられた岡崎久彦さんとの対談本『この国を守る決意』（2004年）の中で、軍事同盟は「血の同盟」であるので、我々も血を流さなければ完全なイコール・パートナーではない、と言っています。アメリカはイラク、アフガンで6000人以上の兵士が死んでいます。同じだけ死ななくてもイコールになれるのでしょうか。そういう論理的に体系立った説明がないのです。お祖父さんの岸信介首相が目指した、対等な日米をさらに完全なものにしたいとも語っています。集団的自衛権行使という「やりたいこと」そのものが自己目的化しているのではないのでしょうか。

いまは、日本のアイデンティティーをもう一回作り直すということが問われています。アメリカが言ってきたからということではなく、日本はこうあるべきだと自分で考えられるようにならなければいけませんし、少なくともその程度の知恵もなしに、他国の戦争に関わっていくような方策を取ることは、まったくおかしいと思います。

安倍さんは、日米同盟がバランスしていない（つり合っていない）ということを盛んに言います。60年安保は、日本は基地を提供し、アメリカは日本を守るといって、基地と安全の交換です。70年代、日本経済が高度経済成長を遂げて、アメリカの経済がおかしくなってくると、日本は基地駐留経費の負担を始め、お金も出すようになる。そして、イラクなどでは後始末のために人も出してあげるようになりました。しかしまだ足りない、今度は血だ、と。それが安倍さんのバランス感覚なのだと思います。そもそもアメリカにとって、日本とは何なののでしょうか。ソ連がいなくなって日本の戦略的な意義が低下していると言われました。しかしながら、やはりアメリカがアジア・太平洋でルールメーカーとして存在し続けようとするれば、太平洋の距離を越えて空母を派遣するのはものすごく大変なことです。彼らには、空母の修理まで可能で、必要なものは何でも補給ができる横須賀の基地が絶対に必要です。アメリカ海軍は、西海岸のサンディエゴまで空母を戻して修理・補給し、またアジアに戻ってくるのに比べ、毎年250億ドル（約3兆円）の節約ができているとのこと。これですらに血を流さないとバランスしないという感覚は、常識としておかしいと私は思います。

集団的自衛権正当化の論理

よく、「集団的自衛権を使わなければ普通の国にはならない」という言説があります。しかし、そもそも集団的自衛権は、1956年にソ連がハンガリーの民主化運動を弾圧するために初めて使われました。ソ連はチェコスロバキアやアフガニスタンにも攻め込んだ。アメリカもベトナム戦争は集団的自衛権を使いました。つまり、大国による軍事介入を正当化するための論理として使われてきたのが集団的自衛権の実態です。そんなことをするのは「普通の国」ではありません。

従来の政権下で、私もこれが正しいと思って40年間防衛官僚をやってきましたが、日本国憲法第9条第1項には、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と書いてあるわけです。第2項に「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」とある。しかし、13条で尊重しなさいといわれている、国民の生命、自由、幸福追求権が覆されるような場合にも放っておけとまでは憲法は要求していないはずだ、と。だから、日本が攻撃されたときの個別的自衛権は今の憲法の下でも可能だ、という解釈です。そしてそのための実力組織である自衛隊も合憲だというのが、私たちが言ってきた主張なんですね。

ところが昨年7月1日の閣議決定の論理というのは、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆されるときには、日本国が攻撃されてなくても集団的自衛権を使える、というものです。私は、そんなことはありえないということを言ってきました。集団的自衛権行使の「新三要件」は、まったく歯止めにならないと思います。昨年7月の国会集中審議でも、他国への攻撃が日本の存立を脅かすとはどういう事態なのか、理解できませんでした。安倍さんは盛んにホルムズ海峡に機雷が撒かれた場合、という事を言っています。日本は、お米と水と空気以外は輸入に頼る国ですから、こういう論理を使ったらなんでもありになってしまう。この論理は無制限の論理だということです。

「他に適当な手段がない」、「必要最小限度にとどまる」ということも歯止めと言われています。ところがアメリカの艦船を守ろうというときには、なぜアメリカの船がそこにいて、何をしようとしているのか日本には分からないわけです。おそらく他の手段があるということが、私には容易に想像がつきます。「必要最小限度」だって、アメリカの作戦目的にかなう必要最小限度まで引っ張られるに決まっている。そして、最後は政府が総合判断して国会の承認を得ます、と言っているけれども、事実として日本はいままでアメリカの武力行使に一度だって反対したことがない国、政府なのです。

アメリカの船がどこで何をやっているかというのは、秘密保護法を待たずしても最高度の軍事機密です。これに対し、国会でどうやって承認を取るのか、私はまったく理解できません。国会の方も相当いい加減に

ならなければ承認などできないと思います。昨年5月15日に安倍さんが会見で示した、赤ちゃんを抱っこしたお母さんの例がそもそも違います。アメリカの軍艦に乗せてもらう以前に、民間航空機が飛んでいるうちに帰ってくるようにするのは。私は、防衛庁時代もずっとそう考えていました。どうしても仕事で帰れない人は自衛隊機が飛んでいき、ピストン輸送で最後まで全部避難させる。それが我々の行動の方向性であったわけです。アメリカの軍艦に頼らないと避難ができないような状態まで放置しておくとしたら、それこそ官邸の危機管理の失敗です。しかしそういうことを何度も繰り返して述べ、シンボル操作をして世論を引っ張っていかうとするところが、この政権の非常に危険なところだと私は思います。

イラク派遣の現実

私も戦後生まれですから、直接、戦死というものと向き合った事はありません。もしかしたら向き合ったかもしれないのが、自衛隊のイラク派遣でした。私が官邸で働き始めたのは、2004年4月です。ちょうど自衛隊がイラクのサマーワでの活動を本格的に開始した時期でした。サマーワは田舎町で、イラク全体からみればごく平和なところでした。しかし、その年の秋になると宿営地にロケット弾が飛び込んでくるようになった。全部で十数回ありました。遠隔操作の路肩爆弾が爆発して車が破損する事件もありました。私はその時、2～3人死ぬかもしれないと感じていました。上司であった、ある政治家にその事を言ったら、「1人怪我したら、内閣持たないからね」という返答で、がっくり来ました。その程度の認識でこんな危険な任務を自衛隊に与えているんですかと。

部隊は3か月に1回交代するのですが、毎回隊長さんが私のところに挨拶に来るものですから、私はその都度、「何にもしなくていいから、とにかく全員無事に連れて帰ることが君の最大の任務なんだよ。政治はそれ以上のことを期待していないから」と言うようにしていました。小泉総理はとにかく、自分の任期中に撤収するのだということで、2006年の7月に陸上自衛隊は撤収することができました。当時の総理の記者会見に際して、私が小泉さんに申し上げたのは、「1人も犠牲者も出さずに、それは良かったのだけれども、一番大事なのは、こちらから1発の弾も撃たなかったということなのですよ」ということでした。「これで地元の信頼感を得て、結果として隊員の安全が確保されたのです。あんなところで1発撃ったら、100発返ってくるんですよ。武器を使えば安全ということじゃないんです」と言うことを申し上げて、小泉総理も「そうだな」ということで、記者会見でもそこを2回続けて言っていたみたいです。

ところが、恥ずかしながら昨年テレビで知ったのは、イラクに派遣された隊員の中から28人の自殺者が出ているということです。イラクには延べ1万人の自衛隊員

が行きました。1万人に対し28人というは、日本人全体の年間自殺者数の比率の10倍以上です。そしてその周りには、自殺にまで至らなくとも後遺症を患っている元隊員がいるのです。イラクの派遣というのは、憲法解釈の限界でもあったと思いますが、それ以上に、自衛隊が負うことのできるリスク、あるいは日本社会が受け入れる事のできるぎりぎりのところだったのだらうと思います。これが良かったかどうかは別として、私がいま言いたいのは、イラク以上のことをやろうとすれば、必ず人が死にますよ、ということです。

海外活動のリスク

7月1日の閣議決定では、「現に戦闘行為を行っている現場」でなければ派遣できるとしました。さっきまで撃ち合っていた所でも、いま戦闘が止んでいれば行ける、ということです。これは非常に危ない。戦闘が止んだ時に他国軍から弾薬が切れたので持ってきてほしいと要請があり、自衛隊が補給しに行ったとします。その時に、戦闘が再開しても中断して引き返すわけにはいかないでしょう。そんなことをしたらその戦闘部隊は全滅です。そんなことできるわけがない。たとえばPKO(国連平和維持活動)で一番必要とされるのはヘリコプターです。先進国の日本がそういうことをやってくれるならありがたい、武装ヘリ持ってきてよ、という話になるでしょう。そういうことをやればもう確実に戦争に介入する事になっていくということです。

自衛隊のリスクをどう考えているんだ、という国会質問に対して、安倍さんは、自衛隊員は「服務の宣誓」をしているからやるのだ、と答えました。文官も服務の宣誓をするので、私も防衛庁に入る時に宣誓書にサインしました。服務の宣誓には確かに、「事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め」る、とあります。しかしこの服務の宣誓の最初には「私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し」と書いてあるんです。そのためならば、体を張ってやります、ということを宣誓しているのです。ブラックジョークにもなりません、政治家が憲法を守ってくれなければ、これは隊員はもう守りようがないということになります。こういう点でも、安倍さんのやり口には心から怒りを覚えるんです。いまは、3.11の津波被害の悲惨な現場で、泥の中で遺体を捜すような仕事をしていた自衛隊員の姿を見ながら、自分も世の中の役に立ちたいと思って自衛隊を目指す子達がたくさんいるわけです。そういう日本の将来にとって大事な若者を、安倍さんが何もわかってないような法改正でもって危険な目に合わせる資格などありません。まして、戦争という形でよその人を殺すようなことは絶対にさせたくないのです。そういう思いが、私を突き動かしているのだということを、最近自分で感じております。

抑止力で日本が平和になる？

安全保障論として、少し議論を整理しなければなりません。安倍さんの理屈は、アメリカの軍艦を守れば、抑止力が高まる。抑止力が高まれば、日本が戦争に巻き込まれることはなくなる、という粗雑な論理です。そもそも、抑止力とは何か、ということが議論されていません。攻めてきたらそれを倍返しする能力と意思があるということを見せつけ、相手が恐れ入って手を出さなくなる、それが抑止力ということです。相手だって抑止されたくないと思えば、もっと強くなろうとします。そして、ある日気がついてみたら、昔よりもっと日本は危険になっていた…というのが、「安全保障のジレンマ」と呼ばれる、抑止政策をとるが故のコストなのです。

ごく有り体に言えば、例えば、台湾有事でアメリカの空母が出て行くとします。中国のミサイルや潜水艦がそれを狙おうとする。自衛隊が、中国のミサイルを撃ち落とし、潜水艦を沈める。もう、立派な戦争ですよ。こうなるとどうなるか。沖縄にミサイルが飛んでくる。こんなことは、子どもだってわかるじゃないか、ということです。それだけのリスクを認識し、それだけの覚悟をしているからこそ、相手が手を出さなくなるというのが抑止力なんです。本当にその覚悟があるならば、安倍さんは国民の前でちゃんと言うべきなんです。そうしないと、抑止力にはならないという風に私は思います。

アメリカと中国はいま最大の貿易相手国、投資国どうしです。中国はアメリカの最大の国債保有国ですから、むしろ戦争によって失うものの方が大きくなっている。相手をやっつければ自分の経済が成り立たない関係なのです。それがグローバルゼーションなのです。その中で、冷戦時代と同じように「抑止力」という言葉を安易に使って安全保障を考えていくところに、どうしても政策としての貧困があるんだろうと思います。一方で、どうせ本気の戦争にならないのなら、多少のことやってもいいか、という気持ちを持つ国は出てくるかもしれない。つまり小規模衝突をいかに管理するか、いかに拡大させないか、いかに起こさないか、という危機管理の方が、いまは抑止よりも大事なキーワードになっている時代だと思います。

尖閣問題をどうみるか

尖閣は確かに心配ではありますが、結論から言うと、あんなところ中国は取りに来ないよ、ということなんです。取ったとして、何百人の兵隊を養うような広さでもないですし、水も食糧も絶えず補給しないと持たない。戦闘機が飛んでいって、爆撃すれば簡単に全滅させられるようなところなんです。そんなことを何度繰り返したら気が済むんですかと。尖閣上陸作戦というのは、日中双方にとって軍事合理性のない作戦なのです。

日本は70年間戦争をしたことのない、おそらく先進諸国の中で唯一の国です。1人も戦死しておらず1人も

殺していない。そういう国が、本当に殺せるんですかということです。その70年間の戦後体験は日本社会にかなり根付いており、これを変えていくのは実は容易ではないと私は考えています。70年間誰も殺していないんだということを訴え、世界に貢献していく方が遥かに日本の得意技だし、現実性があるのではないのでしょうか。

クラウゼヴィッツの言った、「戦争の三位一体」という言葉が思い出されてなりません。戦争を構成する要素は3つ、国民と軍隊と政府である、と。そして戦争を始めるために一番必要なことは、国民感情を煽り立てる事なのだ、と。では逆に、戦争にしないためにどうしたらいいか。それは、国民の感情を鎮める事なのです。それが理性ある政治の役割なのだけれども、それを中国も、日本も、韓国もやっていない。むしろ逆のことやっているのはなぜか。その方が選挙で有利であり、国民から喝采を受けて統治の正当性を高めることができているからです。これが北東アジアの最大の課題だと私は思います。

冷戦時代と違って今は、抑止より危機管理の時代になっています。「76大綱」(1976年の防衛大綱)では、日本に対する大規模な侵略は可能性が低いと言われていました。むしろ、極東のソ連軍が十分な準備もなしにいきなり攻めてくるような、限定的かつ小規模な侵略に独力で対処できるだけの防衛力を持つとしていました。その規模は、陸上自衛隊18万人、海上自衛隊60隻、航空自衛隊430機です。2013年末の「13大綱」では、統合機動的防衛力といって、相手が出てきたところに、こっちも出て行って防衛の意思を明示し、抑止するというものです。こんなものは挑発であって抑止でもなんでもないと私は思います。いまの自衛隊は、陸が15万9千人、海が54隻、空が340機です。冷戦の時よりも一回り小さい。しかも海上自衛隊54隻のうち、ソマリア沖の海賊対処に2隻行っています。修理や訓練を踏まえると、2隻出すためには6隻が必要なので、実際に日本防衛に使えるのは50隻未満です。そして常時動いているのはその3分の1と考えていただいているのですが、それで一体、中国の海軍が出てきたところ全部に張り付いて対応できるのか、あるいは、他国の軍艦を守るなどという余裕はどこにあるんですか、ということなのです。その意味でも、これは防衛政策としても成り立たっていないと私は思います。

安保法制の概要

安保法制についてポイントだけ申しますと、まず、「周辺事態」の概念をなくすという話があります。周辺事態法は、私が防衛庁時代に担当した法律なのですが、その第1条で、周辺事態というのは「そのまま放置すれば我が国に対する武力攻撃に至るおそれのある事態等、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」と書いてあります。つまり、日本有事に波及するこ

とを防止するという考え方だったものが、アメリカの船を集団的自衛権で守るというように変わるとなると、これはもう日本も参戦するということになってしまいうわけですね。有事にしないための法律が、自ら進んで有事になるための法律に変わっていくということです。単に地理的範囲が拡大するだけではなく、日本有事との関係性を変えられるという、ここが私は一つのポイントだと思っています。

次に海外派遣恒久法についてですが、これは、国連決議のない有志連合による武力行使などにも協力していくということです。一体なぜいま、それが必要なのか。2月6日付の政府答弁書などを読むと、ISILを想定していると思わざるをえません。であれば、自衛隊はどこまで行って何をするのかをきちんと議論しなければならないはずです。ある意味では、国民にとって非常にわかりやすい状況になってきているのですが、恐らく放っておいたらまともな議論にはならないだろうと思います。

迷走する民主主義

最後に、民主主義の観点からお話をしたいと思います。丸山眞男さんが「今日の事態を認めるならば、権力の万能を認めることになる。それでは民主主義は成り立たない」と言っていました。「今日の事態」とは、60年安保の強行採決のことです。7月1日の閣議決定に置き換えても、これから行われるであろう安保法制の強行採決についても同じように言える。いま、そういう民主主義の危機であるということだと思います。

問われているのは、国家像です。どういう風に自分は生きたいのか、そのためにどういう国であって欲しいのか。そのために世界はどうなって欲しいのか。日本はどういう国だからどういう形で貢献していくのか。そういった議論を落ち着いてしてみないといかん、ということです。そういうことをしていくためには、国民一人ひとりが人格的に独立するだけの教育を保障しなければいけない。けれども、安倍さんがやろうとしていることは、道徳の義務教育化、道徳を成績評価の対象にするわけです。人格的に独立するということは価値判断を自分なりにするというものですから、成績をつけて評価するなどという発想はおおよそ信じられないと思っています。

(まとめ:ピースデポ)

柳澤 協二(やなぎさわ きょうじ)

1970年東京大学法学部卒とともに防衛庁入庁、運用局長、人事教育局長、官房長、防衛研究所長を歴任。2004～09年に小泉、安倍(第1次)、福田、麻生政権のもとで内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)。現在、NPO国際地政学研究所理事長、「自衛隊を活かす会」代表、新外交イニシアティブ(ND)理事など。近著に「亡国の集団的自衛権」、「亡国の安保政策」、「自分で考える集団的自衛権」、「虚像の抑止力」(共著)、「検証 官邸のイラク戦争」、「対論 普天間基地はなくせる」など。

日誌

2015.3.6～3.20

作成：塚田晋一郎

IAEA＝国際原子力機関／NPDI＝不拡散・軍縮
イニシャチブ／NPT＝核不拡散条約／P5＝国
連安保理常任理事国

- 3月10日 サキ米国務省報道官、イラン核問題の包括解決の最終合意は、法的拘束力を伴わない政治公約になると述べる。
- 3月10日 バルヨランタIAEA事務次長、イランとの協議について「次回を4月半ばにテヘランで開くことに合意した」と述べる。
- 3月10日 ロシア外務省、欧州通常戦力条約に関する欧米との協議に今後は参加しないと発表。「これにより条約に関するロシアの活動は完全に停止する」と表明。
- 3月11日 広島市議会、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を訴える決議を全会一致で可決。政府が行動し2016年サミットを広島市で開催するよう要請。
- 3月12日 複数の日本政府当局者、オーストリアが呼びかけている核兵器禁止を求める文書への賛同を見送る方針を固めたことを明らかに。
- 3月13日 米海軍、海兵隊、沿岸警備隊、07年の「21世紀の海軍力のための協力戦略」の改定版を公表。アジア太平洋地域などへの部隊の前方配備増強を明記。
- 3月15日付 ロシアのプーチン大統領、約1年前のクリミア併合の際、核兵器使用の準備をしていたことをテレビ番組で明らかに。
- 3月15日 イランとP5+1の核協議、スイスのローザンヌで再開。17日、サレヒ・イラン原子力庁長官、「技術的問題の90%に合意した」と述べる。
- 3月17日 岸田外相、NPDIで核軍縮の提案をまとめ、NPT再検討会議に提出する考えを明らかに。
- 3月18日 安倍首相、オーストリア文書に関し、「いたずらに核保有国との関係に溝を作り、一步も理想に近づくことにならないアプローチは取らない」と参院予算委で答弁。
- 3月18日付 ロシア国防省筋、訓練の一環として、クリミアに核搭載可能な戦略爆撃機

イアブック「核軍縮・平和2014」

—市民と自治体のために

編著：NPO法人ピースデポ／監修：梅林宏道

発行：緑風出版／2014年11月30日／A5判 356頁

会員価格1700円／一般価格2000円（ともに+送料）

特集 核兵器：非人道性から禁止の法的枠組みへ

■2013年のキーワード：
核軍縮／米軍・自衛隊／自治体とNGO ほか
■市民と自治体にできること
■豊富な一次資料

ソボレフ10機を配備することを明らかに。

●3月18日 「非核神戸方式」の神戸市議会決議から40年。決議以降、米国艦船は1度も神戸港に入港せず。

●3月19日 オバマ米大統領、ネタニヤフ・イスラエル首相との電話で、改めてパレスチナ国家樹立への米国の支持を伝える。

●3月20日 北朝鮮のヒョン駐英大使、核兵器発射能力を獲得したとし、「朝鮮半島で交戦が起きるならば核戦争につながるだろう」と述べる。

●3月20日 自民・公明両党による安保法制協議、与党案の基本方針に合意。

沖縄

●3月6日 沖縄防衛局、3月31日までとしていた辺野古の海底ボーリング調査の履行期限を再延期する方向で調整に入る。

●3月9日 県、沖縄防衛局の辺野古海上作業を独自に調査、把握するため、職員を現地に常時派遣する方針を決定。

●3月10日 ダンフォード米海兵隊司令官、上院軍事委員会の公聴会で普天間移設の進展を懸念していると証言。海兵隊グアム移転は辺野古移設後になるとの認識を示す。

●3月11日 沖縄防衛局が辺野古に設置したコンクリートブロックによるサンゴ破損状況確認のため、県が立入禁止水域内の調査実施を求めたのに対し、米軍が拒否。

●3月11日付 辺野古基地建設に伴い沖縄防衛局が設置した環境監視等検討委員会の東副委員長（琉球大学名誉教授）、「監視視では環境保全ができない」とし、委員を辞任する意向。

●3月12日 沖縄防衛局、辺野古ボーリング調査を再開。県知事選や衆院選などへの影響回避で昨年9月に中断して以来、6か月ぶり。

●3月12日 海保、辺野古抗議船に乗り込み、

もみ合いに。女性1人負傷し救急搬送される。

●3月14日 62年キューバ危機の際、沖縄の対ソ連核ミサイル部隊に誤って核攻撃命令が出され、現場の判断で発射が回避されていたことが判明。部隊の元技師らが証言。

●3月16日付 キャンプ・シュワブゲートで2月22日に抗議行動をしていた2人が拘束された様子を撮影した米軍の映像が「ユーチューブ」に流出していたことが判明。

●3月16日付 オスプレイの板状のアルミ製パネル部品がキャンプ・ハンセンで12日に落下していたことが判明。

●3月16日付 米国防総省が68年12月に策定した在日米軍再編計画の中で、普天間閉鎖を含む海兵隊の大規模な撤退を検討していたことが米公文書で明らかに。

●3月18日 「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」の運営会社CEO、新たなテーマパークを沖縄に建設する方針を明らかに。

●3月18日 米軍関係者の事件・事故防止に関する県、地元自治体、在沖米軍、日本政府による作業部会の会合を、那覇市の外務省沖縄事務所で開催。

●3月19日 県、辺野古のサンゴ破損について、安慶田副知事と関係部長が会合。岩礁破砕許可取り消しについて近日判断の方針。

●3月19日付 在沖海兵隊がエルドリッジ政務外交部次長を更迭したことが判明。シュワブ抗議の米軍内部映像を流出させたことに対する処分。

●3月20日 翁長知事、外務省地位協定室に対し、辺野古立ち入り許可について米側と調整するよう申し入れたことを明らかに。

今号の略語

ICRC＝赤十字国際委員会

ISIL＝「イスラム国」

NPT＝核不拡散条約

PKO＝国連平和維持活動

START＝戦略兵器削減条約

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

join-abolition-japan.dlNY@ml.freeml.comに

メールをお送りください。本文は必要ありません。(freemlに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版（郵送）か電子版（メール配信）のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。（会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。）

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>

塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号（6桁）：会員の方に付いています。●「（定）」：会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」：入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

核兵器
核実験
モニター

書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦（ピースデポ）、塚田晋一郎（ピースデポ）、湯浅一郎（ピースデポ）、朝倉真知子、芹澤麻由、津留佐和子、福田夏美、丸山淳一、梅林宏道